

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護「花安養」重要事項説明書

＜令和 6 年 6 月 1 日現在＞

1 利用者（被保険者）

要介護区分	
要介護認定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
認定審査会意見	

2 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 福岡ケアサービス
法人所在地	福岡市西区生の松原3丁目13番15号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	松永 俊彦
電話番号	092-881-0090

3 ご利用施設

施設の名称	グループホーム「花 安 養」
施設の所在地	福岡市西区下山門二丁目16番15号
管理者名	川下 沙織
電話番号	092-881-0095
FAX番号	092-881-0555

4 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

当事業者は、(要支援)要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護を提供する事を目的とする。

(2) 運営方針

地域の中にあるグループホームで生活する認知症高齢者に対し、日常生活における援助などを行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、問題行動を減少させ、認知症高齢者が精神的に安定して、健康で明るい生活を送れるように支援し、認知症高齢者の福祉の増進を図ることを運営方針とする。

(3) サービスの特徴

個人の趣味や特技を活かせるような介護を提供する。また、地域の方との交流の機会を提供する。

5 当法人で実施している事業

事業の種類	指定年月日	指定番号	定員	指定
認知症対応型共同生活介護	平成 13 年 10 月 1 日	4071200630	18 名	福岡市
訪問介護	平成 13 年 8 月 1 日	4071200606		福岡県
居宅介護支援事業	平成 13 年 8 月 1 日	4071200598		福岡県
軽費老人ホーム			50 名	
指定介護老人福祉施設	平成 26 年 6 月 1 日	4071203105	49 名	福岡市

6 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地		
建物	構造	鉄骨造 2 階建
	延べ床面積	1, 0 2 2. 5 2 m ²
	利用定員	27 人

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	1 人あたりの面積
一人部屋	27 室	205.0 m ²	11.3 m ²

(3) 主な設備

設備の種類	室数等	面積	1 人あたりの面積
居室	27 室	205.00 m ²	11.3 m ²
食堂・居間	3 室	187.23 m ²	
一般浴室	3 室	11.34 m ²	

7、職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分			常勤換算後の人員	保有資格等
		常勤	常勤パート	非常勤		
西棟管理者	1	1			0.5	介護福祉士
東棟管理者	1	1			0.5	介護福祉士
桜棟管理者	1	1			0.5	介護福祉士
全棟計画作成担当者	1	1			1.0	介護支援専門員
介護職員	6	4		2	東 5.5	
	6	5		1	西 5.6	
	5	5			桜 5.0	

※上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。

8、職員の勤務体制

勤務体制	休暇
早出 7：30～16：30	4週8休
日勤 8：30～17：30	
遅番 11：00～20：00	
夜勤 16：00～10：00	
※日中は、原則的に職員1名あたり入所者3名のお世話をします。 ※夜間は、原則的に職員1名あたり入所者9名のお世話をします。	

9、サービスの内容

(1) 法定給付サービス

種類	内容
食事	・食事は栄養士のたてる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・時には入居者の皆さんと共に調理し、作る事の楽しみも感じます。 ・食事時間は目安として 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～
排泄	・入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・オムツ等の使用をしている方には、その方に合わせたオムツの検討をしていきます。
入浴	・入居者に合わせた入浴方法と、必要時には入浴用具の検討をしていきます。 ・入居者が入浴したい時間に入浴できるように対応していきます。
整容、清潔等	・入居者の状況に応じて適切な介助を行うと共に、ご自分でできる部分はして頂き、自立への援助を促していきます。 ・シーツ交換は最低1週間に1回は必ず交換し、清潔を保っています。 ・ご本人の意向に添いながら適切な整容が行われるよう援助します。
健康管理及び緊急時の対応	・緊急時には別途に定めている協力医療機関等に責任をもって、引き継ぎます。また、その為に必要な主治医との連絡等を行います。
相談及び援助	・当施設は、入居者及びご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(2) 法定給付外サービス

サービスの種別	内容
理髪・美容	・毎月1回 理髪店の出張による理髪サービスを利用いただけます。

(3) その他

サービス提供記録の保管	この契約の終了後5年間保管します。
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、一枚10円を負担して頂きます。

10、施設サービス計画作成までのサービス

施設サービス計画が作成されるまでの間、日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。

11、非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める「消防計画」に基づき対応を行います。			
訓練	別途に定める「消防計画」に基づき年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	有	非常用電源	有
	避難階段	4 か所	屋内消火栓	無
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有		
消防計画等	消防署への届出日：平成 26 年 5 月 29 日 防火管理者：川下 沙織			

12、協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 西福岡病院
院長名	渡辺 憲太郎
所在地	福岡市西区生の松原3丁目18番8号
電話番号	092-881-1331
診療科	産婦人科以外の診療科
入院設備	有（350床）
緊急指定の有無	有

13、協力歯科医療機関

名称	いのうえ歯科医院
院長名	井上 清
所在地	福岡市西区野方1丁目17-18-1F
電話番号	092-811-1533

14、虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする

15、身体拘束に関する事項

事業所は当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

16、事故発生時に関する事項

- (1) 事業所は、利用者がサービスを利用中に事故が発生した場合は、利用者に対して応急処置・医療機関への搬送等を行い、速やかに利用者の家族または身元引受人・福岡市及び関係各機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、サービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行う。ただし、当該事故の発生につき、利用者の側に過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができるものとする。

17、秘密保持に関する事項

当該事業所従業者または従業者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及び利用者の家族の情報を漏洩しない。ただし介護サービス提供上、他事業所との連携に必要な場合は、利用者または利用者の家族の同意を得た上で、関係先にのみ提供できるものとする。

18、第 3 者による評価の実施状況

実施した直近の年月日 ：令和 7 年 3 月 15 日
実施した評価機関の名称：株式会社アール・ツーエス

19、相談窓口・苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談コーナー	電話番号	0 9 2 - 8 8 1 - 0 0 9 5
	F A X 番号	0 9 2 - 8 8 1 - 0 5 5 5
	責任者	川下 沙織
	対応時間	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

○ 次の公的機関においても、苦情の申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 (直通)	東 区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 645-1069
	博多区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 419-1081
	中央区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 718-1102
	南 区	保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 559-5125

	城南区 保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 833-4105 早良区 保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 833-4355 西 区 保健福祉センター福祉・介護保険課 (092) 895-7066
福岡県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 福岡市博多区吉塚本町 1 3 - 4 7 電話番号 0 9 2 - 6 4 2 - 7 8 5 9 (直通)
福岡市福祉局 高齢社会部事業者指導課	所在地 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 電話番号 092-711-4319 対応時間 平日 午前 9 時～午後 5 時
高齢者虐待相談窓口 福岡市保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課	所在地 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 電話番号 092-711-4319 対応時間 平日 午前 9 時～午後 5 時

20、損害賠償責任保険

保険会社	日本興亜損害保険株式会社
保険内容	総合賠償責任保険

21、当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪・面会の際には面会簿にご記入下さい。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員へお伝え下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく事がございます。
居室の明け渡し	契約が終了する場合において、利用者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び上記に基づく義務を履行した上で居室を明け渡していただきます。 もし、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は上記の義務に履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金を当施設に支払っていただきます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所でお願ひします。また、飲酒も可能です。
迷惑行為等	騒音等、他の入居者に迷惑になる行為はご遠慮願ひます。
現金などの管理	ご自分で可能な方には所有して頂いてもかまいませんが、高額所持については施設で責任が取れない事がございますので、ご配慮下さい。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内でのペットの飼育はお断りします。